

## 「細則 2-10 圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準」の解説

圧縮天然ガス等充填設備は、圧縮天然ガス又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備です。平成 10 年及び平成 29 年の国通知により、圧縮天然ガス等充填設備を設ける給油取扱所に係る運用が示されました。

当該通知を受け、圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所は、保安管理等の基準である細則 2-10 を定める必要があります。

**関係通知：【平成 10. 3. 11 消防危 22】、【平成 29. 1. 26 消防危 31】**

### 細則 2-10 圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	圧縮天然ガス又は液化石油ガス（以下「圧縮天然ガス等」という。）等を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該圧縮天然ガス等を充填する設備（以下「圧縮天然ガス等充填設備」という。）を設置する給油取扱所
------------	--

#### 第 1 総則

当所の圧縮天然ガス等充填設備の保安管理等は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「圧縮天然ガス等充填設備の保安管理等の基準」に基づき行うものとする。

#### 第 2 圧縮天然ガス等充填設備の保安管理等の基準

- 1 高压ガス製造保安統括者、高压ガス製造保安員は、予防規程の立案、改正に参画するものとする。
- 2 所長は、高压ガス製造保安統括者、高压ガス製造保安員が旅行、疾病その他の事故等により不在となる場合に備え、職務代行者をあらかじめ指定し、保安業務に間隙を生じない体制を確保するものとする。
- 3 高压ガス製造保安統括者、高压ガス製造保安員及び職務代行者は、高压ガスの保安に係る業務を行うものとする。
- 4 圧縮天然ガス等に係る火災又は漏えい等が発生した場合は、自衛消防隊長の指揮のもと、直ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、漏えい防止等の応急措置を講じるものとする。
- 5 3 の応急措置が間に合わず、当所外に圧縮天然ガス等が漏えいして拡散するおそれがある場合は、当所周辺地域の住民等に火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるものとする。
- 6 所長は、圧縮天然ガス等に係る火災又は漏えい等に備え、防災資機材等の整備に努めるものとする。

#### 7 その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、固定給油設備の 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限を 100L 以下に設定するものとする。

**施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。**

**圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、給油量の上限の設定について予防規程に定めてください。**

**危規則第 27 条の 3 第 8 項第 1 号ニ（\*1 参照）の規定により、固定給油設備は、「1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する」ことができる必要があります。**

**1 回の連続したガソリン等の給油量の上限は、100L を標準とし、施設の実態を勘案して設定してください。**

**なお、ガソリン等とは、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの及び第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するものを指します。**

\* 1 危規則第 27 条の 3 第 8 項第 1 号ニ（e-Gov 法令検索）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At\\_27\\_3](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_27_3)